

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：対馬振興局

平成30年3月末現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先、住所、氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|------------------|----------|------------------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 1 | 対馬振興局 | 建設部 河港課 | H29.5.1 | 29対急基第1号 対馬振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託 | 3,740,040 | 大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一 | 本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委託先であることが求められるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 2 | 対馬振興局 | 建設部 河港課 | H29.5.26 | 29対砂第2-2号 瀬ノ浦川通常砂防工事(監督補助業務委託) | 19,440,000 | 大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一 | 当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターに契約の相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 3 | 対馬振興局 | 建設部 対馬空港管理事務所 | H29.5.29 | 平成29年度対馬空港有害鳥捕獲業務委託 | 1,906,725 | 対馬市美津島町鶏知乙621-1 対馬猟友会 会長 大浦 孝司 | 本業務は、当該狩猟免許を有する狩猟者登録者で、違反等の恐れがない者を、実施者として行うものである。したがって、長期に渡り、適正な実施者を確保でき、確実に本業務が履行できるのは、狩猟免許所有者が会員として所属する「対馬猟友会」しかないため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 4 | 対馬振興局 | 建設部 対馬空港管理事務所 | H29.8.16 | 対馬空港化学消防車車検業務 | 1,857,998 | 対馬市美津島町鶏知乙528 有限会社 松村自動車整備工場 取締役 松村 英二 | 空港運用時間外(20:30~7:30)に整備点検可能であること。空港の消防カテゴリ(消火能力)を低下させず安全を確保し空港を運用するには、大型化学消防車が必要であり、一晩で整備を行い、空港運用開始前に整備完了後納車する必要がある。また車検整備には、8時間程度の整備時間を有し、往復にかかる空港から整備工場の距離と時間も考慮する必要があり、相手方が(有)松村自動車整備工場に限定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 5 | 対馬振興局 | 農林水産部 林業課 | H29.8.23 | 28補林県第2号 県営林作業委託(津和団地) | 5,778,000 | 対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合 代表理事組合長 中島 均 | 平成29年度計画地は、周囲が個人有林に囲まれており当該県営林へ繋がる道が無く、間伐して販売する木材を搬出することができない状況であったが、今年度、対馬森林組合が当該県営林に隣接する個人の土地へ森林作業道を作設して木材の搬出作業を行うため、同組合の森林作業道を使用して当該県営林の木材の搬出が出来ないか現地検討を行った。地形等の現地条件からすると森林作業道は県営林の境界まで作設が可能であるが、森林作業道を利用できるのは地権者の同意を得ている同組合のみであり、隣接地と県営林の間伐作業等については作業工程、通行時間等の調整が必要である。このため、県営林の木材を搬出するためには同組合へ県営林の搬出間伐作業を委託し、隣接する個人の土地に作設された森林作業道を使用して県営林の木材を搬出するしかないため、同組合との随意契約(1者見積)を行う。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 6 | 対馬振興局 | 農林水産部 林業課 | H29.8.23 | 28補林県第4号 県営林作業委託(大坂山団地) | 2,386,800 | 対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合 代表理事組合長 中島 均 | 平成29年度計画地は、周囲が個人有林に囲まれており当該県営林へ繋がる道が無く、間伐して販売する木材を搬出することができない状況であったが、今年度、対馬森林組合が当該県営林に隣接する個人の土地へ森林作業道を作設して木材の搬出作業を行うため、同組合の森林作業道を使用して当該県営林の木材の搬出が出来ないか現地検討を行った。地形等の現地条件からすると森林作業道は県営林の境界まで作設が可能であるが、森林作業道を利用できるのは地権者の同意を得ている同組合のみであり、隣接地と県営林の間伐作業等については作業工程、通行時間等の調整が必要である。このため、県営林の木材を搬出するためには同組合へ県営林の搬出間伐作業を委託し、隣接する個人の土地に作設された森林作業道を使用して県営林の木材を搬出するしかないため、同組合との随意契約(1者見積)を行う。 | 第167条の2 第1項第2号 |

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：対馬振興局

平成30年3月末現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課 (地方機関名) | 契約締結日 | 契約の名称 | 契約金額(円) | 契約の相手先、住所、氏名 | 随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載) | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----|-------|----------------------|----------|---|------------|---|---|-------------------|
| 7 | 対馬振興局 | 建設部 河港課 | H30.3.20 | 29補対急基第8号 対馬振興局土砂災害警戒区域等設 定確認業務委託 | 4,754,160 | 大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設 技術研究センター 理事長 宮崎 東一 | 本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等行使する基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委託先であることが求められるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 8 | 対馬振興局 | 建設部 河港課 | H30.3.22 | 29補対河第3-11号 田川総合流域防災工事(監督補助 業務委託) | 23,760,000 | 大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設 技術研究センター 理事長 宮崎 東一 | 当業務は、工事の施行状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏洩防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターに契約の相手方が特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 9 | 対馬振興局 | 管理部 総務課 | H30.3.26 | 対馬振興局庁舎宿日直業務委託 | 3,013,200 | 個人のため非開示 | 宿日直業務は、執務室の鍵の管理や施錠などの庁舎保安業務のほか、気象警報発令時における職員への緊急連絡等の対応を行うものである。緊急時の対応等という業務の性質上、信頼性・的確性が求められることから、一般公募を行い、面接等により個人の適正を判断し、随意契約を行う。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 10 | 対馬振興局 | 保健部 衛生環境課 | H30.3.27 | 犬捕獲抑留等業務委託 | 2,306,880 | 個人のため非開示 | 本委託業務は、狂犬病予防法に基づき、違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却処分を行うもので、平日、休日、夜間においても必要に応じて遂行することになります。一般に敬遠される業務と考えられ、平成28年度から随意契約へと移行したところであり、引き続き平成29年度についても随意契約を継続する。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 11 | 対馬振興局 | 建設部 管理課 | H30.3.30 | 竹敷港環境整備施設管理委託 | 1,584,000 | 対馬市厳原町国分1441 対馬市長 | 対馬市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「竹敷港環境整備施設」はこれらの港湾施設に隣接しており、施設の管理を対馬市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、対馬市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理ができること、以上の理由により対馬市を委託先として特定される。 | 第167条の2 第1項第2号 |
| 12 | 対馬振興局 | 建設部 対馬空港管理 事務所 | H30.3.30 | 29対振空第2号 対馬空港消防救護活動業務委託 | 37,985,436 | 対馬市厳原町国分1441 対馬市長 | 対馬空港の消防救護活動業務については、対馬総町村組合と消防協定を締結しており、市町村合併後は同組合の業務を対馬市が承継している。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には対馬市消防局しかなく、契約相手に対馬市に限られるため。 | 第167条の2 第1項第2号 |